

旧	新
<p>Ⅱ－3－1－3 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1 本人確認、疑わしい取引の届出義務</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1－1 意義</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）金融サービス濫用防止についての意義 各金融機関が、犯収法により義務付けられた「本人確認」等や「疑わしい取引」の届出を的確に実施し得る内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1－2 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、犯収法による本人確認及び「疑わしい取引」の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>（1）「本人確認」や「疑わしい取引」の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p>	<p>Ⅱ－3－1－3 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1 本人確認、疑わしい取引の届出義務等</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1－1 意義</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）金融サービス濫用防止についての意義 各金融機関が、犯収法により義務付けられた「本人確認」等や「疑わしい取引」の届出、<u>盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置</u>を的確に実施し得る内部管理態勢を構築することは、<u>組織犯罪等</u>による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1－2 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、犯収法による本人確認及び「疑わしい取引」の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>（1）「本人確認」や「疑わしい取引」の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p>

旧	新
<p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① （略）</p> <p>② コルレス契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないことの確認等を通じて、コルレス先を適正に評価した上で、コルレス契約の締結・継続を判断する態勢が整備されているか。</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（4） <u>盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや口座の不正利用等を防止するため、預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認の実施や、口座の利用目的等の確認を行う態勢が整備されているか。</u>また、利用者保護のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築され</p>	<p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① （略）</p> <p>② コルレス契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、<u>及び架空銀行との取引を行っていないことの確認等を通じて、コルレス先を適正に評価した上で、<u>上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に判断する態勢が整備されているか。</u></u></p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>「本人確認」や「疑わしい取引」の届出を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（4） 口座の不正利用等を防止するため、預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認の実施や、口座の利用目的等の確認を行う態勢が整備されているか。また、利用者保護のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築され</p>

旧	新
<p>引」の届出義務を<u>確実に履行するための内部管理態勢</u>に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>II－3－2 利用者保護等</p> <p>II－3－2－1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>II－3－2－1－1 （略）</p>	<p>上記（1）から（6）の着眼点等に照らして本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務の<u>確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置を適切に実施するための内部管理態勢</u>に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告（<u>追加の報告を含む。</u>）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p><u>（参考）</u></p> <p>・「<u>預金等の不正な払戻しへの対応</u>」について（平成 20 年 2 月 19 日：全国銀行協会）</p> <p>II－3－2 利用者保護等</p> <p>II－3－2－1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>II－3－2－1－1 （略）</p>

旧	新
<p>Ⅱ－3－2－1－2 主な着眼点</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 不公正取引との誤認防止</p> <p>① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>平成13年7月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫用として問題となる行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配付するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <p>イ. 問題となる行為の例として「<u>融資先企業</u>に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、<u>契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げ</u>を受け入れさせ、又は、<u>契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること</u>」、「<u>債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること</u>」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 問題となる行為の例として「<u>融資先企業</u>に対し、要請に応じなけれ</p>	<p>Ⅱ－3－2－1－2 主な着眼点</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 不公正取引との誤認防止</p> <p>① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>平成18年6月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫用として問題となる行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配付するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <p>イ. 問題となる行為の例として「<u>借り手企業</u>に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、<u>契約に定めた金利の引上げ</u>を受け入れさせ、又は、<u>契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること</u>」、「<u>債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること</u>」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 問題となる行為の例として「<u>借り手企業</u>に対し、要請に応じなけれ</p>

旧	新
<p>ば融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。</p>	<p>ば融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。</p>
<p>② （略）</p>	<p>② （略）</p>
<p>Ⅱ－３－４ システムリスク</p>	<p>Ⅱ－３－４ システムリスク</p>
<p>Ⅱ－３－４－２ ATMシステムのセキュリティ対策</p>	<p>Ⅱ－３－４－２ ATMシステムのセキュリティ対策</p>
<p>Ⅱ－３－４－２－１ 意義</p>	<p>Ⅱ－３－４－２－１ 意義</p>
<p>ATMシステムは、簡便・迅速に各種サービスを提供するものであり、顧客にとって利便性が高く、広く活用されている。一方で、ATMシステムを通じた取引は、非対面で行われるため、異常な取引態様を確認できないことなどの特有のリスクを抱えている。</p>	<p>ATMシステムは、簡便・迅速に各種サービスを提供するものであり、顧客にとって利便性が高く、広く活用されている。一方で、ATMシステムを通じた取引は、非対面で行われるため、異常な取引態様を確認できないことなどの特有のリスクを抱えている。</p>
<p>銀行が顧客にサービスを提供するに当たっては、顧客の財産を安全に管理することが求められる。従って、利用者利便を確保しつつ、利用者保護の徹底を図る観点から、銀行にはATMシステムの情報セキュリティ対策を十分に講じることが要請される。この点、平成18年2月10日施行の「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻等からの預貯金者の保護等に関する法律」（以下「預貯金者保護法」という。）は、偽</p>	<p>銀行が顧客にサービスを提供するに当たっては、顧客の財産を安全に管理することが求められる。従って、利用者利便を確保しつつ、利用者保護の徹底を図る観点から、銀行にはATMシステムの情報セキュリティ対策を十分に講じることが要請される。この点、預貯金者保護法は、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻しを未然に防止するため、必要な情報システムの整備を講じること、及び、顧客に対する情報提供、啓発及び知識</p>

旧	新
<p>造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻しを未然に防止するため、必要な情報システムの整備を講じること、及び、顧客に対する情報提供、啓発及び知識の普及を金融機関の責務として規定している。</p> <p>また、金融機関のＡＴＭシステムは、統合ＡＴＭスイッチングサービスを通じて他の金融機関と相互に接続していることから、仮にセキュリティ対策が脆弱なＡＴＭシステムを放置している金融機関が存在した場合、他の金融機関に対する影響が及ぶことにも留意し、セキュリティ対策を講じる必要がある。</p> <p>Ⅱ－３－５ インターネットバンキング</p> <p>Ⅱ－３－５－１ （略）</p> <p>Ⅱ－３－５－２ 主な着眼点</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３）顧客対応</p> <p>インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性（対策として、振込限度額の設定等）等、様々なリスクについて、顧客に対する十分な説明態勢が整備されているか。</p> <p>顧客自らによる早期の被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。</p>	<p>の普及を金融機関の責務として規定している。</p> <p>また、金融機関のＡＴＭシステムは、統合ＡＴＭスイッチングサービスを通じて他の金融機関と相互に接続していることから、仮にセキュリティ対策が脆弱なＡＴＭシステムを放置している金融機関が存在した場合、他の金融機関に対する影響が及ぶことにも留意し、セキュリティ対策を講じる必要がある。</p> <p>Ⅱ－３－５ インターネットバンキング</p> <p>Ⅱ－３－５－１ （略）</p> <p>Ⅱ－３－５－２ 主な着眼点</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３）顧客対応</p> <p>インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性（対策として、振込限度額の設定等）等、様々なリスクについて、顧客に対する十分な説明態勢が整備されているか。</p> <p>顧客自らによる早期の被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。</p>

旧	新
<p>顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、顧客への周知（公表を含む。）が必要な場合、速やかに周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある顧客を特定可能な場合は、可能な限り迅速に顧客に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。</p> <p>不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</p> <p>不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</p> <p>（４） （略）</p> <p>Ⅱ－３－５－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p>	<p>顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、顧客への周知（公表を含む。）が必要な場合、速やかに周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある顧客を特定可能な場合は、可能な限り迅速に顧客に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。</p> <p>不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、<u>顧客対応方針等を定めるほか、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</p> <p>（４） （略）</p> <p>Ⅱ－３－５－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p><u>（参考）</u></p> <p>・「<u>預金等の不正な払戻しへの対応</u>」について（平成 20 年 2 月 19 日：<u>全国銀行協会</u>）</p> <p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p>

旧	新
<p>Ⅲ－４－６－４ （略）</p> <p>Ⅲ－４－６－５ 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p> <p>（１）施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の消却に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出銀行における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p>	<p>Ⅲ－４－６－４ （略）</p> <p>Ⅲ－４－６－５ 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p> <p>（１）施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出銀行における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p>